

株式会社グリーンパワーインベストメント「(仮称)つがる洋上風力発電事業環境影響評価方法書」に係る審査書

電気事業法第46条の5の規定に基づき、平成30年8月9日付けで株式会社グリーンパワーインベストメントより届出された「(仮称)つがる洋上風力発電事業環境影響評価方法書」の審査書(発電所の環境影響評価に係る環境審査要領1.(2)⑤)は以下のとおり。

1. 環境審査

- (1) 方法書についての意見の概要及び事業者の見解 * 平成30年10月24日
- (2) 青森県知事意見 * 平成31年1月17日
- (3) 環境審査顧問会風力部会(第18回)
* 平成31年1月16日

①補足説明資料

②環境審査顧問会での主な指摘事項及び事業者対応方針

顧問の指摘	事業者の対応方針
・水質・底質の調査地点について、対象事業実施区域の北側及び南側への設定を検討すること。併せて流向流速の調査地点設定についても考慮すること。	・調査の目的に適った場所であるかどうかについて検討し、必要に応じて、対象事業実施区域の北側及び南側に、水質・底質、流向流速の調査地点を設定します。
・工所用資材等の運搬及び工事中の建設機械の稼働等の環境影響評価項目の選定の必要性について検討すること。	・既存データ等の収集に努め、工事計画等を考慮し、環境影響評価項目の選定の必要性について客観的に検討します。また、必要と判断された場合は、環境影響評価項目として選定します。
・海底ケーブルの陸揚げ地点について、環境アセスメントの対象とする場合は、改変の程度に応じて、現況調査や予測評価を行うほうが良い。また、陸域の海岸沿いについて、現状を把握することも検討すること。	・海底ケーブル陸揚げ地点の周辺は、改変が及ぶ可能性が考えられるため、植物や植生の現状について、調査を実施し、重要種等が確認された場合には適切に対応致します。現時点では連系先及び海底ケーブルの陸揚げ地点も未定ですが、これらが決定次第、調査致します。また、調査結果については準備書に記載します。なお、陸域の鳥類相等についても猛禽類調査時や渡り鳥調査時に確認・記録の上、調査結果については準備書に記載します。

<p>・海上での杭打ちの打設工事について、工事の際には水中だけでなく空気中でも打設音が発生し、それが住民等に影響を及ぼす可能性も考えられるので、必要に応じ工事中の騒音についても項目選定し、調査、予測すること。</p>	<p>・海上での杭打ちの打設工事について、既存データの収集に努め、工事計画を考慮したうえで、工事の実施（建設機械の稼働）における騒音を環境影響評価項目として選定すべきかどうかについて客観的に検討します。また、必要と判断された場合は、環境影響評価項目として選定します。</p>
--	---

(1)～(3)の資料については、下記 URL を参照。

http://www.meti.go.jp/shingikai/safety_security/kankyo_shinsa/furyoku/index.html

2. 大臣勧告

特定対象事業に係る環境の保全についての適正な配慮がなされるよう、青森県知事の意見を勘案するとともに、意見の概要及び当該意見についての事業者の見解に配慮し、また、環境審査顧問会風力部会等の意見を踏まえ、別添のとおり勧告を行う。